下野市重度心身障がい者医療費助成制度は
令和７年４月診療分から　現物給付方式になります。

　下野市では、受給者の医療機関窓口での医療費の支払いや助成申請の手続きをなくし、本人やその家族の負担軽減および利便性向上のため、県内の医療機関等にて令和７年４月診療分から現物給付方式を導入いたします。

▼助成方法▼

　県内の医療機関等を受診する場合【現物給付】
「重度心身障がい医療費受給資格者証」及び「健康保険証」を提示することで、医療機関等での入院・通院・調剤にかかる保険診療分の自己負担金について、窓口支払いが不要となります。（市が助成）

　県外の医療機関等を受診する場合【償還払い】
　医療機関等の窓口で保険診療分の自己負担金をお支払いいただき、診療月の翌月から１年以内に「医療費助成申請書」と保険点数等の記載された領収証原本を市にご提出ください。後日、ご指定の口座に振込みいたします。

健康保険証等

＋

自立支援医療、難病の対象の方は該当の受給者証も一緒に提示

自立支援医療受給者証

特定疾病（難病）受給者証

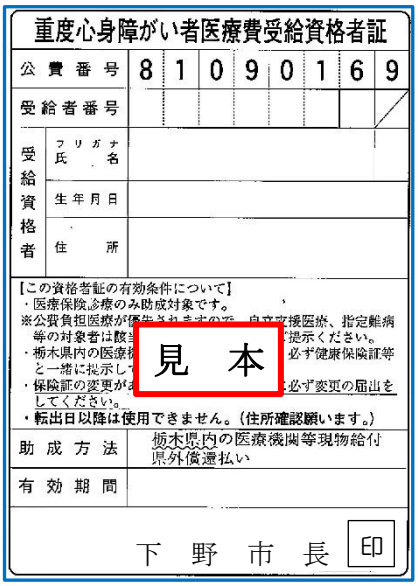

医療機関等の窓口で提示が必要です！

▼主な注意点▼

① 公費負担医療が優先されますので、自立支援医療、指定難病等の該当者は、該当の受給者証もあわせて医療機関等に提示してください。
② 助成対象外の例　入院時の食事療養費、健康診断、予防接種、薬の容器代、室料差額、おむつ代等
③ 「重度心身障がい医療費受給資格者証」及び「健康保険証」を提示しない場合、現物給付を受けることができません。保険診療分の負担金を支払った場合は、診療月の翌月から１年以内に償還払いの申請をしてください。

●お問い合わせ先　下野市社会福祉課　医療費助成グループ　☎0285-32-8902●